

広報編集委員連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 生野区役所に広報編集委員連絡調整会議を置く。

(目的)

第2条 「広報いくの」並びに生野区ホームページ、その他生野区役所の有する広報媒体への掲載内容の編集および連絡調整を行うことにより、効率的・効果的な情報発信を図ることを目的とする。

(会議)

第3条 広報編集委員連絡調整会議は、編集委員により構成する。

2 広報編集委員連絡調整会議は、区政推進担当課長が必要に応じて招集し、開催する。

3 広報編集委員連絡調整会議に、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(編集委員)

第4条 編集委員は、生野区役所の職員から担当課長の推薦により区長が委嘱する。

2 編集委員は、自ら所属する部署の代表として、情報を把握・収集し、区の情報発信等に積極的に参画するものとし、次に掲げる事項に関する事務を行う。

(1) 「広報いくの」にかかる自ら所属する部署からの掲載希望記事を取りまとめて作成し、総務課広報担当に提出する。また、その記事校正にかかる調整を行う。

(2) 生野区ホームページ掲載内容の連絡調整を行う。

(3) 区の広報媒体における自ら所属する部署の情報発信の進捗管理を行う。

(4) その他広報編集委員連絡調整会議が必要と認める事項に関する事務を行う。

(庶務)

第5条 編集委員連絡調整会議の庶務は、総務課の広報担当において行う。

(施行の細則)

第6条 本要綱の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。(要綱制定)

附 則

この改正要綱は、令和8年4月1日から施行する。